

1 情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度は、市が保有している公文書を、市民の皆さんと共有するための仕組みです。また、個人情報保護制度は、市が保有している皆さんの個人情報の適正な取り扱いについて、基本的なルールを定めるとともに、自分に関する個人情報(自己情報)の開示・訂正などを請求する権利を保障するものです。非公開や部分公開などの決定に対して納得できない場合、行政不服審査法の規定により審査請求をすることができます。

表1 公文書公開請求・公文書公開申出の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数		決定の状況			
			公開	部分公開	非公開(うち不存在)	取下げ
市長	請求	39件177文書	40文書	110文書	26文書(25文書)	1文書
	申出	2件17文書	6文書	7文書	4文書(4文書)	-
教育委員会	請求	7件64文書	3文書	61文書	-	-
	申出	-	-	-	-	-
市議会	請求	2件2文書	-	-	2文書(2文書)	-
	申出	-	-	-	-	-
選挙管理委員会	請求	2件2文書	-	2文書	-	-
	申出	-	-	-	-	-
公平委員会	請求	2件2文書	-	-	2文書(2文書)	-
	申出	-	-	-	-	-
監査委員	請求	2件2文書	-	-	2文書(2文書)	-
	申出	-	-	-	-	-
固定資産評価 審査委員会	請求	2件2文書	-	-	2文書(2文書)	-
	申出	-	-	-	-	-
農業委員会	請求	2件2文書	-	-	2文書(2文書)	-
	申出	-	-	-	-	-
土地開発公社	請求	2件2文書	-	-	2文書(2文書)	-
	申出	-	-	-	-	-
計	請求	60件255文書	43文書	173文書	38文書(37文書)	1文書
	申出	2件17文書	6文書	7文書	4文書(4文書)	-

※申出とは、情報公開請求権を有しない方の公開の申し出に実施機関が任意の公開を行った場合をいいます。

※取下げについては、情報提供での対応により、取り下げとなりました。

表2 自己情報開示請求の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数	決定の状況				
		開示	部分開示	不開示(うち不存在)	存否応答拒否	取下げ
市長	14件 67文書	25文書	41文書	-	-	1文書

表3 審査請求の状況

審査請求	却下	審理員 手続中	情報公開・個人情報保護審査会			裁決済
			審査中	答申	取下げ	
1	0	0	1	0	0	0

2 会議公開制度

法令で設置を定められている会議や学識経験者を含み構成されている会議は原則公開され、審議検討内容を傍聴することができます。

表4 審議会等の会議公開状況

開催回数	公開・非公開の状況		傍聴人数
	公開	非公開	
419	215	204	70

※公開の会議の件数には一部非公開で行ったものも含まれます。

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、個人情報を取り扱う審議を行ったためです。(朝霞市介護認定審査会など)

※会議の日程や開催場所は、市ホームページや市政情報コーナーでお知らせしています。

今後も、これらの制度が市政に対する信頼の基礎となるよう、市民の皆さんに開かれた制度運用に努めてまいりますので、積極的にご利用ください。



詳しくは、市ホームページをご確認ください。